

(別紙 1)

ア 個人情報取扱事務の名称及び概要

(名称)和光市災害時要援護者登録事務

(概要)災害時に自力で避難することが困難であり地域の援護を必要とする市民が安全に避難できるよう登録制度を設け、地域における避難支援活動及び災害に備えた協力体制作りを推進する。

イ 個人情報取扱事務の実施機関及び主務課の名称

和光市保健福祉部社会福祉課及び長寿あんしん課

ウ 利用・提供をする個人情報の内容

氏名、住所、生年月日、性別、対象該当区分(高齢者、介護認定等級、障害の種類及び程度)

エ 利用・提供をする公益上の必要その他の理由

和光市災害時要援護者登録制度実施要綱(以下「要綱」という。)第 2 条第 1 項に規定する対象者(※)のうち、手上げ方式による登録申請を申し込まなかった者に対して制度の理解を推進し、必要とする者が登録から漏れることを防ぐための確認作業に必要であるため。

オ 利用・提供先

和光市民生委員児童委員協議会、和光市地域包括支援センター

カ 対象者の範囲

対象者(※)のうち、手上げ方式による登録申請を申し込まなかった者

※【対象者とは】市内に住所を有し、災害時に自力で避難することが困難な者のうち、次の(1)～(7)のいずれかに該当する者で、入院又は入所をしている者及び家族等の支援を受けられる者を除いた者。

(1) 75 歳以上の者

(2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 19 条に規定する要介護認定において要介護 2 以上の認定を受けている者

(3) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条の規定による身体障害者手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が 1 級又は 2 級に該当する者

(4) 埼玉県療育手帳制度要綱(平成 14 年埼玉県告示第 1365 号)第 4 条の規定による療育手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が(A)、A 又は B に該当する者

(5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者で、当該障害の程度が 1 級の者

(6) 難病患者(埼玉県等医療給付事業実施要綱(平成 17 年 10 月 1 日施行)に定める特定疾患医療受給者証若しくは指定疾患医療受給者証若しくは埼玉県小児慢性特定疾患医療給付事業実施要綱(平成 17 年 4 月 1 日施行)に定める小児慢性特定疾患医療受給者証の交付を受けている者をいう。)

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要があると認める者

キ 利用・提供先へ求める適正取扱措置の内容

提供時に下記の事項の遵守を求める。

- 1 個人情報及び支援を行う上で知り得た個人の秘密を第三者に漏らさないこと。その職を退いた後も同様とする。
- 2 個人情報を災害時要援護者登録の意思確認の目的以外に使用しないこと。
- 3 個人情報の紛失等がないように適正に管理すること。